

平成23年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成23年6月20日(月曜日)
午前10時00分 開議

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員(13名)

議長	内馬場	克康	君
副議長	小関	勝教	君
1番	吉岡	文子	君
2番	倉本	賢	君
3番	谷村	知重	君
4番	桜井	龍雄	君
5番	丸山	文靖	君
6番	本郷	幸治	君
7番	森川	明	君
8番	金子	義彦	君
9番	高田	正則	君
11番	五十嵐	聡	君
13番	土井	敏興	君

出席説明員

市長職務代理者副市長	板東	知文	君
総務部長	伊藤	敦史	君
市民部長	藤井	英昭	君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川	直紀	君
商工交流部長	市川	厚記	君
農政部長	須田	正毅	君
都市整備部長	山口	隆慶	君
市立美唄病院事務局長	高倉	雄治	君
消防長	霜田	公法	君

総務部総務課長	佐藤	崇	君
総務部総務課主査	平野	太一	君

教育委員会委員長	白戸	仁康	君
教育委員会教育長	安田	昌彰	君
教育委員会教育部長	奥山	隆司	君

選挙管理委員会委員長	後藤	泰彦	君
選挙管理委員会事務局長	秋場	勝義	君

農業委員会会長	佐藤	博道	君
農業委員会事務局長	吉田	寿幸	君

監査委員	扇谷	均	君
監査事務局長	鎌田	覚	君

事務局職員出席者

事務局長	中平	匡司	君
次長	三上	忠	君

午前10時00分 開議

議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番 森川 明議員

8番 金子義彦議員

を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

5番、丸山文靖議員。

5番丸山文靖議員（登壇） 平成23年第2回市議会定例会に当たり、私は大綱3点について、市長職務代理者副市長にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

大綱の1点目、これは福祉行政ということで、高齢者福祉を中心に質問をしたいと思います。

我が国の少子高齢化社会は、皆さんご承知のように、すさまじいスピードで発展してきた訳で、そういう状況下にあります。そのことにより、若年労働力の不足や老人医療費の増加などは、社会保障の今後を考える上で難しい問題であります。

美唄市においても、全国よりも速いスピードで少子高齢化が進んでおり、高齢化率は33%になったと聞いております。特に、南美唄地区と東明地区につきましては、高齢化率が高くなっているのではないかと感じております。南美唄地区の高齢者につきましては、自分で買い物に行くことができない方も多くおいでになり、そのため、近所の住民のお友達だとか、あと、近くに住んでいる子どもさんや親戚に買い物を頼んでいる状況にあることを聞いております。そのため、近所の人たちのつながりも強まってきているのかなというふうには感じておりますが、その中で から まで、ちょっと細かくなりますけどお伺いをしたいと思います。

南美唄地区、東明の両地域の65歳以上74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者との高齢化率、さらに、独居高齢者について伺います。

第2点、南美唄の高齢者は前述のとおり、買い物に行けず、まちの中心にある市の施設

や社会福祉協議会などを利用することも、なかなかできていない現状にあります。そのため、自宅で過ごしていることが多くあります。このような状況を少しでも良くするために、社会福祉協議会や地域の支援センターの分室の必要性を強く感じておりますが、市としての考え方をお伺いをいたします。

3点目ですけれども、両地域はいろんな課題を抱えていると思いますが、地域で支え合いや、今後の高齢化に対する取り組みについてどのように考えているかについてもお伺いをいたします。

次に、大綱の2点目ですけれども、財政の健全化等についてという事でお聞きしたいと思います。

その中で、現在、大きな問題となっているのは、市立美唄病院が昭和18年3月の開設以来、市民の健康を守り、信頼される病院として地域の中核的な役割を担ってきました。しかしながら、近年、医師の地域の偏在や、診療報酬の低下、医療制度改正による影響など、医療を取り巻く環境の大きな変化によって、病院経営は極めて厳しい状況にあります。市民の方々も病院の経営の赤字問題については関心が高いものと私自身も認識をしているところであります。

そこで、市の財政状況が厳しい中で、一般会計から市立病院に対して、平成10年度から平成22年度までの繰出金を支出しているかと思っておりますけれども、そのことについて説明をしていただきたいと思います。

また、今後の繰出金の計画については、どのような考え方に立って計画しているのかも伺いたしたいと思います。

最後になりますけど、大綱の3、これは、市立病院問題とも関連しますけども、医療機関の問題としてここで取り上げたいと思います。

1つ目は、美唄市医師会においては、さまざまな活動をされていると承知していますが、市内の医療機関の協力・連携に関する取り組みについての状況をお伺いをしたいと思います。

2点目、皆さんもご承知のように、市立と労災病院の統合断念から3年以上が経過している状態であります。そのため、今回、労働者健康福祉機構の理事長も交代しているので、もう一度話し合うべきではないかというふうに、市立病院と労災のせき損センターへの関係について、市としてどのような考えを持っているかを伺いたしたいと思います。

以上をもちまして、この場からの質問を終了させていただきます。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）
丸山議員の質問にお答えします。

初めに、福祉行政について、南美唄地区、東明地区の高齢化についてであります。初めに両地区の高齢化の状況について、本年4月1日現在で申し上げますと、南美唄地区の総人口は2,188人で、このうち65歳以上の老年人口は前期高齢者が397人、75歳以上の後期高齢者が500人で、合計897人であり、高齢化率は41%。独居の高齢者は361人となっております。東明地区の総人口は962人で、このうち65歳以上の老年人口は前期高齢者が176人、後期高齢者が234人で合計410人、高齢化率は4

4.3%、独居の高齢者は136人となっております。

次に、社会福祉協議会の分室などについてであります。南美唄地区では、社会福祉協議会の地域福祉実践計画に基づき、昨年5月に各町内会、福祉関係団体、学校関係者などで組織する「南美唄校区社会福祉協議会」が設立されました。この校区社協は、南美唄小学校校区のさまざまな住民組織が協力して地域の生活課題の解決に取り組み、一人ひとりが安心して暮らすことのできる地域づくりを目指しており、独居高齢者などの支援も活動の大きな柱となっているところでございます。市といたしましては、この校区社協の活動を支援するとともに、社会福祉協議会や地域の皆さんと十分協議して、高齢者の生活支援に努めていかなければならないものと考えております。

次に、高齢化に対する今後の取り組みについてであります。高齢者の皆さんが健康で生き生きと生活できるよう、これまで進めてきた貯筋体操を初めとする介護予防事業の充実を図るとともに、支援や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続ける事ができるよう、地域全体で支える包括ケアの体制づくりを進めていかなければならないものと考えております。

次に、財政健全化等について、市立病院に対する一般会計からの繰出金についてであります。市立病院事業会計への繰り出しにつきましては、国の基準に基づいて一般会計から負担すべきものである繰出基準分と、市の政策としての病院不良債務解消分とに分かれております。平成19年度では繰出基準分と

して約2億3,600万円、病院不良債務解消分として1億5,000万円、合計で3億8,600万円を繰り出してございます。平成20年度では、繰出基準分として約2億6,700万円、病院不良債務解消分として2億1,000万円、合計で約4億7,700万円を繰り出してあります。平成21年度では繰出基準分として約2億7,600万円、病院不良債務解消分として1億2,000万円、合計で3億9,600万円を繰り出してあります。平成22年度では繰出基準分として約2億7,500万円、病院不良債務解消分として平成21年度決算における黒字額から1億0,600万円の前倒し分を含めた約2億3,400万円を支出いたしました。平成22年度においては、このほか、退職手当組合への負担金の増額分に伴う経営支援分として9,000万円を、さらに、美唄市住民生活に光をそそぐ交付金を活用した人工透析関連装置整備事業に対し約1,300万円、合計で約6億1,200万円を病院事業会計に対し支出をしてきたところでございます。

次に、今後の一般会計からの繰り出しについてであります。現在進めております美唄市財政健全化計画に基づき、病院事業会計への繰り出しにつきましては、計画期間の平成21年度から平成27年度までに病院不良債務解消分として総額21億円を支出するほか、病院繰出基準分として7年間で総額約19億円を繰り出すこととしており、合わせて総額約40億円を病院事業会計に対し支出することとしているところでございます。

次に、医療機関の問題について、医師会における取り組み状況についてであります。

美唄市医師会にあっては、各種の市の保健事業を初め、広く市民の健康増進のために保健福祉の向上面からも多大なご協力をいただいているところであります。医療に关しましては、平成20年4月から受入病院を市立病院に一本化してスタートいたしました救急医療、これにつきましては、救急業務に従事いただく医師の派遣調整を初め、今後の体制の維持確保に向けた意見交換会を実施していただくなど、医師会には多大な御尽力をいただいているところでございます。また、地域医療に対する取り組みにつきましても、将来を見据えた地域医療のあり方の検討など、積極的に取り組まれているところでございます。

次に、市立病院と労災病院せき損センターについてであります。市民の皆様が安心して必要な医療サービスが受けられる地域医療体制の整備は、本市の最重要課題の1つであると認識しております。本市の限られた医療資源を有効に機能させるためにも、市内医療機関との協力は不可欠であり、特に本市の基幹病院の1つである労災病院せき損センターとの連携強化については、少子高齢化など本市の将来を見据えた地域医療のあり方を検討するに当たって、きわめて重要であると考えております。このため、今年度は、地域医療のあり方について一定の方向性を見出すこととしており、検討を進めるに当たっては医師会など関係機関との協議を踏まえて、市民の皆さんの理解が得られる医療提供体制の構築を目指していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 5番、丸山文靖議員。

5番丸山文靖議員 大綱3番の医療機関の問題について、再度、市長職務代理人にお伺いをしたいと思います。

このことは、端的に言うと先ほど職務代理人副市長がおっしゃったように、この部分の市立病院と労災病院についての話し合いの部分で、医師会とかいろんな部分の連携を模索をしながら、再度の話し合いを設けていく必要性があると思いますので、そのことについてもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

議長内馬場克康君 市長職務代理人副市長。

市長職務代理人副市長板東知文君 丸山議員の質問にお答えします。

市内医療機関との連携強化についてですが、これまでも、救急医療体制の維持確保など、地元医師会を通じて連携を図ってきたところがあります。

今年度につきましては、地域医療のあり方について一定の方向性を見出すこととしておりまして、この中で労災病院せき損センターを含む市内医療機関との一層の連携強化についても検討を進めていくことが必要であると、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。

4番、桜井龍雄議員。

4番桜井龍雄議員（登壇） 平成23年第2回定例会に当たり、大綱1点について市長職務代理人副市長にお伺いします。

大綱1点目、農業行政について、3月11日に発生いたしました東日本大震災により、東北・関東地方を中心として、広い範囲で多くの人命の犠牲を伴う甚大な被害が発生し、

また、原子力施設が影響を受け、非常に憂慮される状況が続いております。まずは犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、ご家族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。また、負傷者及び被災者の方々へ心からお見舞い申し上げます。

私は、1000年に1度と言われる本震災を教訓として、国民が安心して持続可能な豊かな暮らしができるようにするためには、食料自給率200%である食料供給基地としての北海道の果たす役割は極めて重要であると考えます。このようなことから、美唄市の基幹産業である農業は重要な産業であり、特に、農作物でも米、麦、大豆は主要作物であります。また、施設作物、花・野菜等々の複合作物も農業所得には大切な作物であります。

私も農業生産者の一人として農業生産性の向上はもとより、消費者に信頼される安心・安全・良品質な農産物を供給していくことが使命だと思っておりますが、これらを達成するためには、農業基盤整備事業は必要不可欠な投資と考えております。

そこで、4点についてお伺いいたします。

1つ目は、本市の農業総耕作面積と主な農作物の作物別作付面積について。

2つ目は、本市の平成22年度末の基盤整備完了総面積と整備率について。

3つ目は、現在取り進められている道営基盤整備事業の事業計画に対する22年度末の整備状況と計画対比、また、地区別進捗状況と事業完了予定について。

4つ目は、国営農地再編整備事業について、現在までの事業の推進状況と今後の推進計画についてお伺いいたします。

以上で、この場からの質問を終わります。
議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）
桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、耕地面積と主な農作物の作付面積についてであります。北海道農政事務所統計部が公表いたしました美唄市の平成22年の耕地面積は9,450ヘクタールで、その内訳は、田が8,750ヘクタール、畑が695ヘクタールとなっております。また、主な農作物の作付面積は、水稲が4,490ヘクタール、小麦が2,220ヘクタール、大豆が1,160ヘクタールとなっております。

次に、農業基盤整備事業についてですが、本市の基盤整備済み面積は、平成22年度末時点で2,732ヘクタール、整備済率は31%となっております。

次に、道営事業実施3地区の平成22年度当初計画は、事業費総額が11億2,900万円、事業量が区画整理91ヘクタールとなっており、実績では事業量は変わりませんが、事業費総額が10億9,300万円と3,600万円の減になっているところでございます。また、地区別の事業進捗状況は、峰岩地区が39%、沼の内地区が41%、中美唄地区が31%で、事業完了予定時期は3地区とも平成25年度となっております。

次に、国営農地再編整備事業美唄地区は、平成23年度予算概算要求が見送られたことから、受益者組織の促進期成会では、札幌開発建設部から提案された「美唄茶志内地区」、「上美唄地区」、「西美唄地区」の3地区に分割することとあわせ、事業コストも縮減する

ことを決定し、平成24年度以降、各地区が順次採択されることを目指しているところでございます。現在、北海道開発局では、平成24年度の予算概算要求に向けて、「美唄茶志内地区」の事業計画書案の策定作業を進めており、政府予算案は12月末に公表される予定になっております。

私からは以上でございます。

議長内馬場克康君 4番、桜井龍雄議員。

4番桜井龍雄議員 自席より再質問を行います。

基盤整備事業に対する未整備地区と整備地区に対する生産量、品質面での米、麦、大豆についての比較等をどのように認識、把握されているか、この1点についてお伺いいたします。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 桜井議員の質問にお答えします。

農業基盤整備事業についてですが、道が平成22年度に実施した基盤整備の有効性に関する調査報告によりますと、整備済みのほ場は未整備のほ場に比べ、水稲、小麦、大豆とも高温・多雨による収量及び品質の低下を軽減する効果が見られると報告されております。また、集中管理孔を利用した地下灌漑施設を導入することで、水稲の低たんぱく米生産や小麦・大豆の増収につながるなどの調査結果もあるなど、農業基盤整備事業は、本市の基幹産業である農業の振興と農業経営の安定化を図る上で必要不可欠な事業であると考えております。

このため、市といたしましては国営農地再編整備事業実施3地区の早期採択に向け、引

き続き促進期成会や農協などとともに国への要望活動等を、積極的に地域を挙げて行わなければならないと考えております。

議長内馬場克康君 次に移ります。

7番、森川明議員。

7番森川明議員（登壇） 平成23年第2回定例会に当たりまして、私は大綱3点、うち農業問題3点、地域問題1点、教育問題3点、市長職務代理者、教育長に質問をいたします。

大綱第1点目は、農業問題についてです。

1つ、東日本大震災の米生産数量について、3月の11日にあの東日本大震災、ちょうど第1回定例会開催中の予算特別委員会中に発生しました。美唄もかなり揺れまして、非常に長く感じましたけれども、あのような大災害は予想もしていませんでした。本日で102日目ということですが、実は、私は岩手県に2年6か月、農水省勤務の経験があります。仕事の方も釜石港が外国産麦類等の検査指定港となっており、たびたび出張しましたし、陸前高田、大船港、釜石、そして宮古、美しいリアス式海岸の景観、素朴な人から、温かみのある方言、また、陸前山田町には知人もおりましたけれども、一瞬にして津波に飲まれ、現在行方不明です。この悲惨さは想像以上でございます。農地も壊滅状況で言葉を失いました。深く哀悼の意と、被災地の1日も早い復興を願っています。

何か政府の対策では、もたもたしていると、何をしてるのかという事で、かつを入れて続けている、こういう現状です。あの東日本大震災をめぐる農業では、平成23年産米に与えた影響、農水省では正確に把握することは

困難であると前置きをしつつ、被災地では地震津波によって9万トンの減、作付制限により5万トン程度が減少すると想定しており、津波による流出や冠水等の被害を受けた農地の推定面積も合計で田耕地面積は2万0,151ヘクタール、畑耕地面積が3,449ヘクタールで、そのほか液状化等や水利施設の破壊が発生、9万トン程度の減と想定しており、加えて原発による被害も警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域で作付制限が5万トン減程度想定をしていました。それにより、平成23年産米は県間調整というのが必要となり、生産数量目標の出し手県、宮城県と福島県で合計2万7,000トン、受け手県が北海道ほか11県で調整することになり、北海道は1,500トン示されました。JA中央会米対策協議会が手挙げ農協等を検討の上、調整されたようですが、詳しくはわかりません。この件について、空知総合振興局、北海道庁でもわからないとはっきりしない中返事、行政との連携プレーがいまいちの感を持ちました。

そこで質問ですけれども、美唄市3農協で1,500トンのうち、いくらくらい割り当てがあったのか。品種別、該当農家戸数、既に田植えも終了している段階の中でお伺いをいたします。

次に2つ目は、道産米の価格変動についてです。平成22年産米は、米余り価格が下落し、一部飼料用に買い上げられましたが、農水省の全国の5月調査の結果、東日本大震災や福島第1原発事故による放射性物質の流出などが影響し、価格は上昇機運にあると聞きました。卸売業者も全国有数の生産県、宮城

県、福島県が今年は減るとの不安感から、品薄感が高騰しているとも伝えられています。東日本大震災後の米市場の様相、道産米にもあらわれまして、7割が外食産業などの業務用ですので、引き合いが強まっているとの報道があると農水省担当者は話していました。

そこで、全国の状況とは別に、最近の米市場における道産米価格変動の推移状況をお伺いをいたします。

農業問題の3は、穀物検定協会の食味試験の結果です。穀検の食味試験と言いますと、旧食糧庁の食味試験を踏襲したもので、食糧庁には私もパネラーとして経験もあります。権威のある公認の機関であり、関係者はかたずをのんで結果を見守ってる、こういう状況です。最近の明るいニュースとして、この穀検の実施した平成22年産米の食味試験で、道産米ななつぼしが新潟魚沼産コシヒカリと並ぶ最上級の特Aにランクされたと、そういうニュースが伝わってきました。あの一世を風靡し、現在も地位を守っている新潟産コシヒカリ、新潟産でも岩船産、佐渡産コシヒカリがあるんですけれども、常に魚沼産は上位にランクをされていた。まさに長い間、全国一の地位の食味を保っていたと。この魚沼さんのコシヒカリと言いますのは、私も在任中、一開きの紙袋でも物すごく値がついた。これはどういう理由か、あえて言いませんけれども、そのくらい人気があり、高値で取引された銘柄です。その品種に肩を並べた特A、これは、副市長すごいことです。何かわくわくしてきました。

伺いたいのは、ななつぼしと言えはすぐ空知産、上川産、これが浮かぶんですけれども、

いったいどこの産地なのか。自治体ではこの快挙を北海道産米の販売活路の大きなチャンスとしてとらえまして、PRすべきと思っております。

大綱2点目は、地域問題で、1つ目は、町内会活動についてです。以前の北海道新聞に岩見沢市の町内会の加入率が掲載をされました。そこで、近郊の市町の加入状況を知りたくて、空知総合振興局に伺いました。町内会は集約していないので、各自治体に行って聞いてほしいと、非常に冷たい返事。三笠市、月形町と状況を把握をして、比較をしながらチェックをしてみますと、北海道35の市がどういう状況になっているのか知りたくなりまして、北海道庁にお伺いし、広報広聴課に問い合わせましたところ、空知総合振興局とは違って親切な対応で、北海道町内会連合会というのがあると。アポをとっていただき、教えていただくと同時に、後日、町内会連合会の方に伺いまして、問題点を聞くことができました。

これが平成21年に行った基本調査報告書です。冊子です。一通りこれを目を通して見ますと、北海道35の市の中では、9,200以上の町内会があります。しかし、運営上の課題も多く抱え、人口減が進む中で全道的には世帯数が増え、核家族化が進んでいる。さらに、注目したのは35市の中で、美唄、夕張、留萌、赤平、4市に市連合町内会の組織がないということです。

この平成21年度道連合町内会が行った基本調査には、市が窓口として対応した経過がありますので、次の5点について伺います。

1つは、市の単位町内会の数。2つは、町

内会加入率の推移。3点目、市連合町内会未組織の理由。4、町内会の抱えている課題と対応策。5、未加入世帯に対する広報の配布と回覧板等の取扱状況。以上の5点です。

大綱3点目は、教育問題についてです。

1点目は、日の丸・君が代について、君が代訴訟の最高裁上告棄却、大阪の府議会では地方政党である大阪維新の会の条例化など、最近動きが際立っています。日の丸・君が代については、教職員に対して、内心の自由にかかわる起立について、立つか、立たないか、内心にかかわる思想・信条調査というべき意思確認が行われ、立つと回答しなかった、立たないという教職員に対しては、文書による職務命令が出され、卒業式前に学校現場が混乱する、こういう記録がずっしりとして残ってるんです。処分をちらつかせ、無理やり立たせて歌わせる。この背景には通達や職務命令の形で義務づけようとする流れ。至って危険で、教職員の思想・信条を条件等に縛ること自体、憲法違反で民主主義の根幹にかかわる問題なんです。

ここでちょっと思うのは、君が代起立の最高裁判決、憲法19条に違反してないとの判決ですが、しかし、先ほども触れました内心の自由は最大限保障されるべきであり、判決そのものの一定の条件のもとでは制約できるとした判断、納得はできず、教育現場でひとり歩きを、その懸念さを持たざるを得ません。これまで強制はしないと説明してきた国旗・国歌法、1999年ですか、早いものでもう10年経過をしましたが、この間、道内を含めて全国で963名、教職員が懲戒処分をされているんです。今回の最高裁、思想・信条

に関する微妙な領域の問題とする認識を示した補足意見があり、この補足意見も異例です。恣意的な処分など行き過ぎないようにしているのです。私はそう受け止め、解釈しています。

橋本知事の大阪維新の会は、君が代・起立斉唱を強制する条例です。強引に成立をしました。これも数の原理で無茶なものです。橋本知事というのは弁護士です。基本的に理念が欠けているんです。弁護士の使命は社会主義に立脚し、権力をチェックし、弱い者の味方に立つ、これが本来の姿です。権力を握るところも違って来るんですか。教育の自由や思想・信条の自由、学習権を考えると、教育は中立でなければならないと思っています。

質問は、混乱をさせる行動はとるべきでない。混乱のない卒業式・入学者行えるように方針を取るべきだと考えていますけれども、その点をお伺いいたします。

2つ目は、指導室長の事務分掌についてです。グループ別に移行いたしました。事務分掌明らかになりました。グループ別の件につきましては、実施をされて、来年度どういう評価という形になると思いますけれども、ホームページによりますと、指導室長は学校教育の企画案推進に関するほか、8件の内容が示されています。職員団体に関する件は、従前同様、学務課長の所管ですが、話し合いの場では、指導室長が同席し意見を述べたいと言っているようです。このこと自体、指導室長の事務分掌からして、納得できるものではありません。指導室長に関し、次の点を伺います。

1つ、指導室長の事務分掌を具体的に示し

てほしい。2つ、学務課長と指導室長の関係について分かりやすく示してほしい。3つ、指導室長の決定の権限の有無について、どの部分について、どれだけ決定権を持っているのか、その点を示してほしい。4つ、職員団体との話し合いにおける同席は、業務内容に反するものであると思われるけれどもいかがなものか。5点目、空知教育研修センター事務を担当している指導室設置の市はほかにあるのですか。以上、5点について伺います。

次に、3点目、確かな学力育成プランについてです。

前回定例会のつみ残しとして、「確かな学力育成プラン」が公表されました。まず冒頭、このプランといいますのは、文科省の全国学力テスト、小学校6年と中学2年、市は全小中学校で実施しました。もう1つ全国標準学力検査NRTですか、小学校2年と5年、中学校2年、この2つのテストを集約・分析をしたものと理解していいんですね、教育長。教育長うなずいておりましたので、そのように受け取っています。4月下旬に公表されましたけれども、まだ資料はいただいております。私は質問をしてきた経過から、あるところから見せていただき、全部コピーをとりました。内容も1つ1つ検討してみました。結果、多くの質問点があるわけです。本文中の家庭学習の時間の増加、朝食をしっかりとるなどの、学習とも密接に関係する生活リズムの改善、これを強く協調している点は全く同感です。家庭学習の必要性、学校、家庭、地域一体化して取り組まなければならぬ。これには多くの課題があるわけですが、それを進めていかなければなりません。

具体的には、1つ、小学校5年の学力が低下しているのは、何が原因なんですか。2つ目、低下していると考えられるのは、テストによる点数偏重主義における弊害と思われませんか。3点目、教師力向上で研修の推進とありますけど、どのような研修の内容なんですか。これを示していただきたい。むしろ私は子どもたちと教職員は、触れ合いの機会や時間の確保に重視をすべきでないかと思っております。いかがでしょうか。4つ目、市独自の予算をつける学力テスト、NRTを市内すべての学校で実施しました。学校配分予算が十分でない。毎年実施する必要性はないと考える。いかがですか。5点目、東日本大震災で延期をされた全国学力テスト。9月の下旬に、文科省は希望校のみの対象としています。札幌市は同様に、あそこは全数を行っております。市も抽出実施でよいのではないかと思います。

質問は以上でございます。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）
森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業問題について、東日本大震災後の米生産数量目標についてであります。北海道農業協同組合中央会から各農協の希望に応じて配分された数量は、美唄市農協が約10トン、峰延農協が約126トン、いわみざわ農協がゼロとなっております。また、品種及び対象戸数については、今回配分された数量を加工用米等の数量と置きかえるため、今後、各農協で決定する予定と伺っているところでございます。

次に、道産米価格変動の状況についてであ

りますが、米の相対取引価格として、農林水産省が公表している4月の60キロ当たりの価格は、きらら397が前月比4%アップの1万1,807円、ななつぼしが前月期3%アップの1万1,949円となっており、平成22年度産米の販売開始以降、最も高い水準となっております。また、このアップの原因が東日本大震災の影響によるものかどうかにつきましては、今後の推移を見守る必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後、人間が生きる上での基本としての食、命を育む食、こういう観点から北海道、美唄の農業の果たす役割はますます高まっていくものと考えているところでございます。

次に、米の食味ランキングについてですが、財団法人日本穀物検定協会が実施した平成22年度産米、米の食味ランキングでななつぼしが道産米としては初めて「特A」と評価されました。産地につきましては、ホクレンに確認いたしましたところ、「全道」で申請されているところでございます。

また、本市においては、水稻作付面積の約半分を占めるななつぼしが特Aの高い評価を受けたことで、今後の販売の促進につなげていくことが必要である、このように考えております。

次に、地域問題について、町内会活動についてですが、平成21年度に北海道町内会連合会が行った調査では、同連合会に加入している連合町内会及びすべての市町村に対して、単位町内会数の推移や、平均世帯数、加入率等の調査を行っているところでございます。この調査は、5年ごとに行われ、平成

21年度の調査結果では、市町村を単位とした連合会組織が抱える課題として、単位町内会の連合会の加入率が上がらないことや、連合会への住民意識が低いことなどが挙げられております。

また、本市における本年5月末の単位町内会の数は236となっております。

次に、町内会への加入率は、本年5月末で78.3%。過去2年で申し上げますと、平成22年度が78.3%、平成21年度が78.1%となっております。ほぼ同水準で推移しているところでございます。

次に、全市的な連合町内会の組織づくりにつきましては、これまで具体的な検討が行われてこなかった事から、現在設立には至っていないものと考えております。

次に、町内会の課題などについてですが、共通の課題といたしましては、高齢化に対応した安全な地域づくりという点ではないかと感じており、一例といたしまして、緊急時の連絡先等を記した用紙を入れた「救急医療情報キット」の普及についてのご相談があり、他の町内会の取り組み等の情報提供に市として努めているところでございます。今後も、まちづくり地区懇談会や地域応援チームの活動の中で、地域の困り事を町内会等の皆さんと一緒に考えて、その課題解決に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、町内会への未加入世帯に対する広報の配布と回覧板等の取り扱い状況につきましては、一部アパート・マンションの所有者や管理をしている方に配布のご協力をいただいているほか、市役所本庁舎、市内公共施設、

コンビニエンスストア、病院等に市の広報紙を配置し、自由にお持ちいただけるようにしているところでございます。これらの場所に取りに行けないなどの特別な事情がある方につきましては、個別郵送で対応しているところでございます。

また、市からのお知らせで、早急に対応しなければならぬものにつきましては、町内会加入世帯においては、町内会長を通じて配布や回覧をお願いしているほか、未加入世帯については、職員が個別に配布、または郵送しているところでございます。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 森川議員の質問にお答えします。

初めに、教育問題について、国旗・国歌の実施についてであります。学校の儀式として実施される卒業式・入学式において、直接子どもの指導に当たる教職員が国歌斉唱時に起立することは、社会通念上当然のことであると考えております。

これまで、学校における国旗・国歌の実施に関し、教職員より多くの意見が出されておりますが、校長の粘り強い指導により、本年3月の卒業式は学習指導要領に沿って実施されたところです。今後も校長を中心として、教職員の理解を図り、学習指導要領に基づく学校儀式が行われるよう適切に指導してまいりたいと考えております。

次に、指導室長の事務分掌についてであります。指導室長につきましては、学校教育振興のための諸施策の企画立案に関すること、教育課程の調査研究及び指導計画改善に対す

る指導助言に関すること、公開研究の推進や市独自の教職員研修の企画実施とともに、研修機関との連携などによる研修の奨励に関すること、児童生徒の就学事務の所管による適切な就学に向けた指導助言に関すること、不登校対策、いじめ・問題行動への対応への指導助言に関すること、学校教育全般に関する関係機関への指導助言に関することなどを担当しており、職制としましては、課長相当となっております。

また、職員団体との話し合いにつきましては、学校教育の経験や専門的知識を活かし、教育行政と学校現場のスムーズなつながりの役割を果たすため同席しているところであり、これまでの指導主事、指導主幹においても同様の対応を行ってきているところであります。なお、管内における指導室の設置につきましては、岩見沢市が設置をしております。

次に、確かな学力育成プランについてであります。初めに、学力の傾向についてであります。本市が実施している標準学力検査は、国語での「読む」、「書く」、「話す・聞く」などの領域や、教科書の単元や内容のまとまりで結果を集計しており、実施年度により特徴があるものの、国語の「読む」や、算数の「量と測定」の領域は全国平均と比べて低くなっております。

また、全国学力・学習状況調査の児童生徒の質問紙によると、本市の6年生は「授業以外の学習時間は全国より少なく」、「読書の時間は全国に比べ少ない」傾向にあります。学習内容の定着には、反復練習や学習意欲、生活環境や正しい食生活も大切な要因と考えております。

次に、教職員の研修についてであります。教師にとって、「子どもがわかる授業」の探求・研究は絶えず行うことが重要です。そのために道立研究所や空知教育センターでの講座の受講、道教委が主催する研修会、市教育委員会が主催する「ふるさと美唄研修会」や教職員ICT研修などに積極的に参加をし、自らのスキルを向上させるとともに、学んだことを子どもや所属学校職員へ還元することも大切です。また、子どもと触れ合う中で、不安や悩みを解消するなどの時間を確保することは、重要と考えております。

次に、標準学力検査についてであります。小学校2年生、5年生と中学2年生で、これまで5年間実施してきました。また、国が実施している全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生で、これまで4年間実施していることから、各学校では、結果の分析と授業改善、児童生徒への指導に役立てています。

教育委員会としましても、貴重なデータの分析と経年経過を基に「確かな学力育成プラン」を作成し、学校、家庭、地域と行政が取り組む内容を示したところであり、今後も子どもたちの学力や学習状況の把握と教育行政の施策のために標準学力検査の実施は必要と考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。本年3月の東日本大震災により、今年度の調査は見送られたところですが、文部科学省は、希望利用する市町村や学校に問題冊子等を配布することとしております。このことから現在、道教委は昨年度と同様、道内の公立小中学校で希望利用に参加できるよ

う準備していると承知しております。今年度の本市における実施につきましては、道教委の状況を把握しながら進めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

議長内馬場克康君 7番、森川明議員。

7番森川明議員 それでは、自席から意見も含めまして再質問をいたします。

農業問題についてですけれども、東日本大震災における米生産数量、美唄市農協と峰延農協に該当があったという答弁でした。数量的には合計236トンということで、道内は1,500トンですので、236トンといえは17%の多くを占めております。この種の情報に関しまして、各市農協と連携し状況掌握これが必要です。常に情報収集を市として今後努めていただきたい、このように思う訳です。米の市場の情報につきましては、全国的に動きとして農水省でははっきり東日本大震災の影響によって値上がりしているという事を言っておりました。ただ、道内の動きがちょっとわからないということで、あえてお聞きをいたしましたけれども、回答によって知ることができました。

穀検のニュースです。これは明るい話題ですので、報道を大々的にされるべきことなんですけれども伝わってきません。産地名も北海道という、さらに「どこどこ産」というのが明記されてなかったという事も何か思惑があるのかもしれませんが、市は各機関・団体と今後対応をお願いすると同時に、道産米銘柄実に50%の作付けがあるとの先ほどの答弁でしたので、今後とも1つ対応をお願いしたい。このように思います。こ

の件につきましては、答弁はいりません。

地域問題の町内会の件ですけれども、市の実情に関しての答弁があり、知ることができました。加入率が78%、このところ横ばいで推移をしているというようです。住民自治を実践する上で町内会の協力というのは必要不可欠なものです。個々の町内会活動には濃淡も見られますが、広報等を通じ、加入の呼びかけというのが1つの方法ではないかということ です。

隣の月形町では、加入率が95%以上なんです。広報紙も全戸に届くように配慮をしています。未加入者には役場職員が提供し、配布をしていると、こういうことでした。また、テレビ電話も見たことはありませんけれども、テレビ電話って言ってましたね。全戸に配置をし、操作も簡単で、パネルタッチ1つで一目、月形町役場のお知らせ等が分かるようにして、それによって対応してるというお答えもありました。岩見沢市は、連合町内会独自の広報紙も発行してると。また、実態調査を行い、独居高齢者の孤独死等を未然に防止するために定期的な訪問を町内会個々が行っていると。そして、独居老人を守っており、救急医療情報ポスト配布運動を展開し、成果を上げているということ です。

市も答弁で、岩見沢市同様、普及を見せているようですので、広報の普及もお聞きをいたしますと、万全を期しているということで、これは評価をいたしたいと思っております。ただ、地域が一丸となって支え合い、住民の安全を守る町内会の存在意義、これは非常に大きいわけです。最近では東日本大震災の場でも町内会の大切さ、これが見直されております。

そこで、再質問になるわけですが、1つは、市の広報紙などを通じて、加入の呼びかけというのはできないのかどうか。2つ目は、市連合町内会の組織、これは必要と考えておりますけれども、市の考え方をお伺いいたしたい。このように思います。

次に、教育問題についてです。日の丸・君が代の答弁を聞いて、従前にはない強制が強まっているというふうに感じました。やはり最高裁合意の判決の動きなのかもしれません。道教育委員会からは何か通達でも入ってるんですか。教育の自由や思想・信条の自由、申しましたけども学習権を考えると教育は、何度も言いますが、あくまでも中立でなければなりません。6月14日の朝日新聞の読者の声にもありました。国旗・国歌法は愛国心を養うために設定されたのですが、敬意や行為は強制によって決して生まれません。強制的に起立をさせ罰を与えるのは、俺を尊敬しないと殴るぞと、脅しと同じであると、これを投稿があったわけです。

昨年あの起立では、美唄を全国的に有名にしました。私が大変尊敬しております磯尾譲先生が、教育の不当な介入を許すなということで、冊子を発行しております。美唄の教育会に混乱を起こした美唄選出道議の策謀、これは内容です。月日ごとに事の発端、そして、その道議の状況、美唄市教育委員会の対応の仕方、学校現場の状況、問題の本質が述べられております。これ、恐らく教育長も読まれたことでしょう。これが、全国の方に行き渡りまして、北海道の美唄は跳ね上がってる人がいるなとなってるんですよ。ちょっとこの場所だったか定かではないんですけど

ども、こういう冊子によって遠く鹿児島県の県教組が美唄頑張れという檄文があったというのを記憶しております。

答弁の社会通念上当然という表現は、個々の思想・信条を押し進むことになります。また、校長の粘り強い指導とは、教職員個々に強く指導したということなのですか。混乱をさせない入学式・卒業式に向けて、温かみのある教育長の考えが伝わってこないんですよ。再度、この点についてはお伺いいたしたい。

それと、指導室長の事務分掌の関係です。平成22年度まで指導参事だったのが、グループ制移行に伴いまして、指導室長になりました。これ指導室というのが現実にはない中で、室長というのはいったいどうなのかという感じはありますけれども、指導室長は校長経験者であるという観点から察して、校長対策の一環からというふうにも理解をしておりました。しかし、この室長という職名がなかなかわかりづらいんです。これまでの回答では指導主事あるいは指導主幹、あったのではないかといいます。これ重みが違いますよ。ますます教育委員会全体が強化されているなというふうに考えてるんですよ。内部の雰囲気も相当変わったんでないですか。職員団体の話し合いについては同席はすべきでないです。これまで指導室長、指導主幹も臨んできたという、何度も言いますが、答弁ですけれども、ここに元校長経験者を発言する場とはちょっと違うんです。指導室長は、スムーズな学校現場でのつなぎの役目と言いました。答弁にありました。この表現どう理解していいのかわかりません。学校現場の校長としての経験がそれほど教育委員会で必要なのかどうかというと、どうも

校長対策に結びつけてしまうんです。岩見沢市も指導室長が設置されてるということも答弁にありました。岩見沢市の事務分掌はわかりません。恐らく美唄市同様に校長経験者のポストかもしれません。岩見沢市は確かに旧北村、旧栗沢町と合併をしまして、膨大な教育委員会となった。その対応させる一環としてかもしれません。

教育長、指導室長はあの事務分掌を見ますと、本当に多くの仕事を抱えているんですよ。多忙なものと推察をされるんです。職員団体との話し合いの場には、従前どおり学務課長で十分ではないですか。

確かな学力育成プランについてです。テスト、テスト、教育長、テスト、テストで子どもたちを追い立てる学力偏向主義、偏重主義、こういう中で、2回目の学力検査を行う必要ありますか。答弁ではあると、そんなに負担のないような答弁のあり方にも感じましたけれども、もっと子どもたちにゆとりを持たず、そして学ばせるべきなんですよ。教師も多忙の中に研修の機会を増加する。それよりも何度も私は言っておりますよ。子どもたちとの触れ合う時間に、これは努力をすべきなんです。子どもと向き合う時間をどう確保するか、その点はやっぱり伺いたいと思っておりますよ。

今また、全国の学力・学習状況調査に関しては、市として取り組みたいという答弁ですけれども、「確かな学力育成プラン」、これをまとめられたというのは評価していいんですけれども、これは3年に1回くらいでいいんでないですか。毎年データが必要ないんでないですか。3年間、実践面で生かせばいいんでないですか。私は、冒頭質問のときに言い

ました、その分の予算を消耗品等を初めとする教育予算の方に回すべきだと、そう思っているんですよ。

教育長、再度お伺いしたいと思います。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君 森川議員の質問にお答えいたします。

町内会の加入率の向上ということでございます。個々の町内会の状況につきましては、詳しく把握ができていないことから、市の地域応援チーム、こういったものを通じて状況を把握した上で、必要な対応に努めていかなければならないものと、このように考えているところでございます。

また、市全体の連合会組織、これにつきましても、例えば、福祉サイドで言えば、地域福祉の観点からも取り組みもあろうかと思えますので、その必要性について、町内会の意向を確認する必要があると、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の大震災を通じて、今後の日本社会のあり方、それから地域社会のあり方、それから私たちの暮らしそのものも見直す大きな転機になったというふうに考えております。

このたびの大震災、改めて自然の力、猛威が示されると同時に、命をつなぐ食料、水、エネルギー、こういったものの需給の必要性とかですね、さらに、地域コミュニティと言いますか、例えば、小中学校を含む人と人との支え合う人のきずな、こういったものの大切さというのが再確認されたところでございまして、改めて人が地域に生きる上で何が大切かということを問われていると考えてご

ざいます。当然、各町内会、地域、長年にわたって培われた、共に支え合う人と人とのきずな、これがベースになっていると考えています。

こういった観点から、先ほどお話ありました町内会等のあり方について、これからも必要な対応に当たっていく必要があると、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

初めに、国旗・国歌の実施についてであります。昨年の入学式での国歌斉唱時において、教職員の不起立が1校になったことは、当該校の前教職員初め、子どもたち、保護者に与える影響を考えたとき、早急に解決すべき課題と重く受けとめたところでございます。このことから、校長は国旗・国歌を実施するに当たり、教職員の理解が図られるよう粘り強く指導し、こうした取り組みにもかかわらず、それでもなお改善が見られない場合は、学校の責任者として、校長は職務命令を発することができるとした教育委員会議決を昨年11月29日に行ったところでございます。学習指導要領では、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう主張するものとする。」とされており、各学校においては、適切に実施することが公教育の果たす役割と考えております。このため、教育委員会といたしましては、校長を中心に教職員の理解を図り、入学式・卒業式が子どもたちの心に残る節目の儀式として進められるよう、適正に取

り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員団体との話し合いについてですが、職員団体との話し合いは教職員の就労環境や子どもたちの学習環境の向上などを目的として行っているところであります。教育委員会では、話し合う内容が相互に理解し合えるよう、担当職員と学校現場の経験を持った職員において対応を行っているところであり、これまでも指導主事や指導主幹も同席し、話し合いをしてきたところであります。

次に、学力調査の実施についてですが、初めに、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査についてですが、2つの調査や検査は異なる学年で実施しており、今後においても学校現場の意向を踏まえ、児童生徒一人ひとりの学習への理解度や定着度を把握し、学習指導の改善向上を図る上で必要であると考えております。

次に、教員の研修と子どもたちと向き合う時間の確保についてですが、教員一人ひとりの力量を向上させる研修と同時に、子どもと触れ合う時間も重要であることから、これまでも行事の厳選、会議の能率化、OA化による事務の効率化などを図ってきているところであります。今後におきましても、校長会議等を通じ、これらの推進に努めてまいりたいと考えております。さらに、学校教育の担い手である教職員の定数等の充実改善が必要であると考えており、全国教育委員会連絡協議会及び全国都市教育長協議会などを通じ、今後とも国や道に対して要望してまいりたいと考えております。

議長内馬場克康君 7番、森川明議員。

7番森川明議員 町内会についてですけれ

ども、市の236の単位町内会があるんです。多くの課題解決に向けまして、これ市が出過ぎても、ちょっと困ることもあるんじゃないかなというような、そういう点もあるかもしれないけれども、市としての取り組みも必要でないかなというふうに思うわけなんです。リーダーシップを発揮していただきたい。

それと、市連合町内会、これはもう先ほどから言っておりますように必要と思っております。赤平市は補正予算案で1,500万円の町内会の支援が、過日の新聞の中では計上されておりました。恐らく赤平は美唄同様に連合町内会がないところですけども、旗揚げするんじゃないかという憶測もそれによってされるわけです。いずれにいたしましても、答弁は意向確認をするということですので、しかしその辺について大いに期待をいたしております。ですから、答弁は必要ありません。

次に、日の丸・君が代に関する件についてです。同じような繰り返しという感もあるんですけども、ただ聞いてみますと、教育長、再質問の答弁もやっぱり強化が強まっているなというふうに感じておりましたよ。教職員に対し、起立の理解が得られるように粘り強く指導に当たるとか、あるいは改善されない場合は職務命令を発すると、発すると言いましたね。そういう具合に答えております。今までは、職務命令を発することができるというような一面もあつたんですけども、これ乱発するんですか。

大阪の橋本知事、これ君が代の例の起立条例、これが成立をしました。職務命令を拒み続けた場合は、懲戒免職処分にするまで言ってるんですよ。これは恐らく、新たな、もし

そうになったら憲法闘争になるでしょうね、憲法論争ですよ。それは発展するのは当然です。もともとこの知事はですよ、教育の独自性が失われるきっかけになるのは教育委員会だっ
て言ってるんですよ。橋本知事ですよ。教育委員会を廃止すべきだという知事ですよ。その自論をずっと訴えてきました。教育長おわかりでしょう。ですから、この義務化の条例を見ましても、学校さらに教職員、これは自分と一緒に考え方である政治的な影響力、これを与えようとしているということなんです。

私はこの日の丸・君が代について、軍国主義の象徴だった経緯から、強制にはものすごく抵抗感を持っている1人なんです。私は以前は国家公務員をしておりました。憲法遵守の義務がある誓約書を署名し、採用時には読み上げます。公務員が思想の自由を保障する憲法のもとで良心に従って行動をする。これが命令違反という、このことはやっぱりちょっと問題にしなければならんと思ってるんですよ。やっぱり一連の回答は、何度も言いますが、今回の最高裁の判決を受けて、より強固になったということじゃないですか。そうしか思えません。校長が粘り強く指導するとしていますが、結果的には学校現場というのは、校長に従うことが当たり前という雰囲気が生まれ、そういう雰囲気をつくり出す、これはあってはならんと思うんですよ。校長右向けったら、全員がぱーっと教職員全部右向くような締め付けをしちゃいかんですよ。そのことによって、現場がいかに萎縮をすると、窮屈になる、そういう事態は教育の命が失われていくということになりかねません。学校での混乱のないようにすべき。どう

すればいいかと問いただされてるといことなんですよ。

指導室長の事務分掌につきましても、答えは聞けば聞くほど職員団体との話し合いの場には出るべきではないというふうに思いましたよ。校長経験者が指導主事、先ほど言いました指導主幹とは、職務上の立場というのは違うんですよ、これ。校長経験者というのは重みがあるんでないですか、これはやっぱり考え直すべきだというふうに思います。

確かな学力育成プラン。テストによって子どもたちの緊張感は計り知れないものがあると、これはテスト多くて子どもたちがかわいそうですよ。以前ですけれども、私も質問の場でちょっと言った、これはあのときの本を読んで出ていました。ちょっと冷やかしの文面でいかがかなと思ったんですけども、実はあの学力テストが町、県で公表されるということで、非常に競争をあおってるということなんです。秋田では合併が進んで、1つの町に1つしか小学校がない、中学校がない。北海道も出てきましたね、そういうのがたくさんあると。そうしますと、テストの公表というのがイコールその学校に結びついてしまうという実態が発生すると。そうなると、今度学校側は考えたのは、優秀な子どもがもし風邪が引いてても、車で向かって無理やり連れて来てテストを受けさせる。成績がいまいちの児童生徒にはどうぞお休みくださいと。安静にしてくださいねというばかげたことまで、笑えぬ話としてでてきたという実態もあるらしいです。これは標準学力テストも全国学力・学習状況調査もやめるべきだと思いますね。3年に何回もいけますよ。

1回でいいんでないですか、データが出るんですから。毎年お金をかけてやる、それよりも、何度も言ってます、子どもとの向き合いですよ。そういうことにもっと時間を費やしていただきたい。家庭学習の時間を、私は冒頭申しましたね、増やすということ。指導の仕方、実例として例えば朝食を抜いた子どもたちについては、これはいかんぞと。学習能力が劣るっていうんですから、続ければ。この点については、指導の仕方もあると思います。ですから、何度も聞きましたけれども、教育長の答弁の中では、その思いがさっぱり伝わってこない。どういう時間を確保するんですか。その点、もう1回伺います。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、国旗・国歌の実施についてであります。法的拘束力があります学習指導要領では、「卒・入学式において、国歌斉唱をするよう指導すること」としており、直接、子どもの指導に当たる教職員が斉唱時に起立することは職務であり、社会通念上当然のことと考えております。

次に、職員団体との話し合いについてあります。話し合う内容が相互に理解し合えるよう、担当職員と学校現場の経験を持った職員において対応しているところであり、対応するものは、いずれも教育委員会事務局職員として対応しているものであります。

次に、学力検査の実施と教員の研修についてあります。初めに調査等の実施についてですが、小学校6年生と中学校3年で実施する全国学力・学習状況調査や小学校2年生、

5年生、中学2年で実施している標準学力検査は、児童生徒一人ひとりの学習への理解度や定着度を把握し、学習指導の改善充実を図る上で、今後とも必要であると考えております。

また、教師が研修により資質を高めることと、子どもと向き合う時間を確保することは、子どもを育成する上で共に必要なことであると考えており、取り組んでいかなければならないものと考えております。

以上であります。

議長内馬場克康君 森川議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条のただし書きにより、特に発言を許します。

7番、森川明議員。

7番森川明議員 ありがとうございます。

今までの答弁を聞いた判断ですけれども、実は、この日の丸・君が代の起立・斉唱を義務づける、この規定というのは、私はないんでないかと思ってるんですけれども。この件について、教育長どうなんですか。

実は、ここに、「教師のやりがい子どもの学びがい」という冊子があります。一通り目を通してみました。国立教育会館筑波分会長中本克美さんという、共同編集なんです。なかなかの内容なんです。教育は子どもたちにいかに感動を与えるかにある、知ることの喜び、わかることの楽しみ、できることの自信、子どもたちに希望を持たせ夢を抱かせる、教育はまた、その夢や希望を実現できる力をいかに身につけるか教職員の豊かでの確な指導力によって花開くものであると。必死にやって教職員は指導力を身につけ、感性を磨き高

いものにしなければならないという事で、教職員は非常にその仕事はやりがいがあるって言ってるんですよ。日本の将来をつくっていく大切な仕事を担っていると。楽しい仕事であるということです。この本は、そう訴えてるんですよ。現実はどうですか。今は学校現場そのものが自由な雰囲気になっていない。昨年の教育の不当な介入もそうですよ。自信を失い萎縮する教職員が多くなってきてると。使命感や誇りを奪ってるんです。

教育長、教育委員会指導のもとで校長の権限強化というのがあるのではないですか。これは問題がありますけれども。あまり教職員を締め付けしないでください。質問がいろいろありますけれども、その冒頭に私は申しました起立・斉唱に関する規定の義務づけですね。国旗掲揚、国歌斉唱指導条項というの、これを尊重する態度を育てるとありますけれども、これは細目なんですよ。法的拘束力は否定せざるを得ません。その点で、その規定の義務づけについて、私の最後の質問をし、これで終わりたいと思います。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

国旗・国歌の実施についてであります。このことについては、さまざまなご意見があるところですが、先程も申し上げましたように、法的拘束力があります学習指導要領では、「卒・入学式において、国旗・国歌を斉唱するよう指導すること」となっており、直接子どもたちを指導する教職員が斉唱時に起立することは職務であり、社会通念上当然のことと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。

3番、谷村知重議員。

3番谷村知重議員（登壇） 平成23年第2回定例会に当たり、大綱2点につきまして、市長職務代理者副市長及び教育長にお伺いいたします。

大綱1点目、本市の防災行政についてであります。

先の東日本を襲った大地震及び大津波によって、世界中を震撼させる未曾有の大災害となり、数多くの犠牲者と被災されました皆様に、まずもってお悔やみとお見舞いを申し上げるところでございます。加えて、福島第1原発事故により、避難生活を余儀なくされている多くの市民に対しまして、心中を察したとき言葉が見つかりません。復旧、復興に対し、日本が1つになり、努力していかなければならないと痛感しているところであります。

さて、美唄市地域防災計画について、本市の防災に対する基本的な考え方を伺います。

1つに、近隣に大きな活断層が通っていると言われておりますが、大地震を想定した防災のあり方や避難マニュアル等が整備され、それらが市民に対し広く啓発されているのか、お伺いいたします。

2つに、水防計画についてであります。本市が大きな水害に見舞われた昭和56年8月の大水害から30年が経過しようとしています。この間、内水氾濫を防ぐための排水ポンプ場の整備や、堤防の改修なども進み、災害に強いまちづくりが進められてきたものと考えますが、ここ数年、地球温暖化の影響なのか、雨の降り方にも変化が見られ、局地的に

短時間の間に大雨を降らすことが日常的になっていることが伺えます。その結果、低地での浸水や冠水など、田畑への被害が頻繁に発生していると伺っています。このような状況を自然災害のみで処理されてよいものなのか、私は疑問であります。市が管理する主要排水や道路側溝等の維持管理の徹底により、これらの被害を最小限に抑えることができないものなのか、お伺いいたします。

また、あわせて、このような非常事態時のために配備されている移動式排水ポンプの配備の状況、近々の稼働状況及び保守管理の状況と、石狩川を初めとする市内を流れる中小河川の堤防改修工事の状況と、今後の計画についてお伺いいたします。

大綱2点目、本市の教育行政についてであります。

学習指導要領の全部改正を受け、2002年度より、ゆとり教育の実質的な開始となり、学習内容及び授業時間の削減、完全学校週5日制の実施、総合的な学習の時間の新設、絶対評価の導入から10年目を迎えています。ゆとり教育がもたらす問題の1つとして、学力の低下が危惧されていましたが、文科省内においてすら確定的な評価はなく、学力の上昇を示すもの、低下を示すという両方の例が見られるとのことであり、総合的な学習の時間の導入により、そのねらいである自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることや、学び方や物の考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的に創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること、など

とありますが、本市の実態についてお伺いいたします。

1つに、総合的な学習の時間での取り組み課題では、地域の産業や歴史等を課題ととらえ、取り組んだ事例も少ないように聞き及んでおりますがその実態についてお伺いいたします。

2つに、このゆとり教育の実施の結果、子どもたちの心身の成長や学力等を含む変化を点検評価されているのかお伺いいたします。

また、2008年に改定された学習指導要領では、授業時間、内容の削減を行ってきたゆとり教育とは逆に、学習内容を増やし、授業時間を増加させる教育となっています。既に小学校では、2011年度より完全に行われていると伺っていますが、本市における小中学校の実態と、これまでのゆとり教育とのギャップが子ども達や教職員にどのように影響し、子どもたちの学力向上に結びついていくのかをお伺いし、この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）
谷村議員の質問にお答えします。

初めに、防災行政について、大地震を想定した防災マニュアルについてであります。市といたしましては、本年4月に、庁内に地域防災計画見直し検討委員会を設置し、地域防災計画と水防計画の点検や課題等の整理を行っております。進め方といたしましては、東日本大震災の被害状況を踏まえ、災害時の初動体制や災害関連情報の伝達方法、避難誘導、避難所の開設・運営など、計画全体について総点検を行い、可能なものから対応しな

ければならないと考えております。

災害時の避難等につきましては、降雨災害を想定した洪水ハザードマップを作成し、地震災害を含めた災害対策ガイドとともに、市ホームページに掲載しているほか、避難所や地震発生時の行動のポイント等について、広報紙で周知しているところでございます。

また、地域における安否確認や初動体制など、地域の役割が極めて大きいことから、現在12団体ある自主防災組織については、新規設立の促進を図ってまいりたい、このように考えております。

次に、水防計画についてであります。市が管理する主要排水路や道路側溝につきましては、巡回のうえ草刈りや補修等を行うなど、適正な管理に努めており、今後とも管理を徹底し、災害の抑制に努めてまいります。なお、取り付け道路に敷設された鉄製コルゲート管につきましては、老朽化が進んでいることから、平成22年に調査を行い、順次改修を進めております。

次に、排水ポンプの配備状況につきましては、市で管理しているものは10台で、上美唄排水機場や光珠内のポンプステーション等に配置し、定期的に点検を行っております。直近の稼働状況につきましては、本年4月24日に発生した大雨により、農協等が管理しているポンプを含め、排水ポンプ11台が稼働しており、また、4排水機場のうち3排水機場を稼働させたほか、峰延消防分団のポンプ車や、岩見沢河川事務所に排水ポンプを要請するなどの対応を行ってきたところでございます。

次に、石狩川を初め主な河川の整備状況と

今後の計画についてであります。石狩川につきましては、堤外側は概ね完成しているものの、堤内側の未整備地区である中村地区につきましては順次整備を進め、昭和56年の戦後最大の降雨で発生した洪水流量を安全に流すことを目標に整備が進められております。第二幹川につきましては、用地買収・物件補償を終え、計画的に築堤整備や稼働掘削が進められております。奔美唄川につきましても、現在、支障物件調査、用地買収・物件補償が進められ、平成25年度から築堤整備、稼働掘削に着手する予定と伺っております。産化美唄川につきましては、概ね築堤整備が完了し、計画的に稼働掘削が進められております。

市といたしましては、河川整備の早期完成に向け、23市町村で構成する石狩川治水促進期成会において、先日、国などへ要望活動を行ってきたところでもあり、今後も同期成会や美唄市石狩川水系治水促進期成会とともに国などへ強く要望活動を続けてまいります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 谷村議員の質問にお答えします。

初めに、教育行政について、総合的な学習の時間についてであります。本市といたしましては、これまで野菜や花などを栽培する農業体験、高齢者や障がい者に関する福祉学習、リサイクル、省エネなどの環境学習、子ども祭りなどでの模擬商店運営による商業体験、地域の資源や歴史を探求する地域学習やさまざまな企業で就業体験を行う中学校でのキャリア教育などに取り組んできたところであります。

また、昨年からは食や農業体験を通して、子どもたちの「豊かな心」や「主体性」、「社会性」を育み、将来にわたる生きる力を育てることを目的とした「グリーン・ルネサンス推進事業」を進めており、「地域に根ざし暮らしに学ぶ」、美唄らしさを生かした教育の推進に努めているところであります。

次に、ゆとり教育についてであります。初めに、点検評価につきましては、本市では、具体的な点検評価は行っていないところであります。

なお、中央教育審議会においては、国が実施した学力調査などから、学校現場の課題など幅広く検討した中で、「生きる力」の意味や必要性について文部科学省と学校関係者・保護者との共通理解が十分されなかったこと、子どもの自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇する状況があったこと、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の授業時数では十分でないことなどが指摘されたところであります。このような指摘を踏まえ、学習指導要領の改訂は、「生きる力」を育むという基本理念を継承しつつ、各教科と総合的な学習の時間を関連づけ、これに合わせた時数の見直しなどが行われたものと考えております。

次に、新学習指導要領の影響についてであります。小学校においては、本年度から完全実施となることから、平成21年度から移行期間を設け、段階的な導入を図ったことや、教職員の研修などを通じてスムーズな移行が図れるよう努めてきたところであります。このことから、現在のところ、学校現場に大き

な影響はないものと考えているところであり、今後とも研修などを重ね、子どもや教師に影響が出ないように努めてまいりたいと考えております。

また、学力の向上に関しては、小学校・中学校ともに授業時数が増加しますが、詰め込み教育への転換ではなく、つまずきやすい内容を確実に習得するための繰り返し学習や、観察、実験、レポート作成など、知識・技能を活用する学習に重点を置いた授業を展開し、基礎的な知識・技能の習得を図ることとしているところであります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 3番、谷村知重議員。

3番谷村知重議員 自席から再質問させていただきます。

子ども達の学力向上についてであります。道は2011年度補正予算案の中に子ども達の学力向上のための予算を計上するようであります。これは、北海道の全国学力テストの成績が2007年の開始以来、毎年下位に低迷していることを受け、学力向上などに力を入れるものだと思いますが、本市の将来ある子ども達の学力向上に向け、本事業の活用も有効なものとは考えますが、その内容と本市での活用に向けた考え方についてお尋ねいたします。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 谷村議員の質問にお答えします。

道の補正予算についてであります。現在開会中の道議会において、学力向上総合事業として補正予算が計上されており、わかる授業の実現と望ましい生活習慣の定着を図り、

家庭、学校、地域が一体となった学力向上の取り組みを推進することとしております。現時点におきましては、授業の詳細が明らかになっていないことから、今後、情報の把握に努めながら、本市の子ども達の学力向上、望ましい生活習慣の定着に向け、活用をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 以上で、一般質問を終わります。

議長内馬場克康君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前12時04分 散会

